

(様式1)
 審査基準 (申請に対する処分関係)

(変更)

		担当課	消防防災安全課	検索番号	5-10
法令名	火薬類取締法施行規則	根拠条項	第15条		
許認可等	火薬庫外貯蔵場所の指示				
<p>(根拠規定)</p> <p>○火薬類取締法 (貯蔵)</p> <p>第十一条 火薬類の貯蔵は、火薬庫においてしなければならない。但し、経済産業省令で定める数量以下の火薬類については、この限りでない。</p> <p>2 火薬類の貯蔵は、経済産業省令で定める技術上の基準に従ってこれをしなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>○火薬類取締法施行規則 (火薬庫外に貯蔵できる火薬類)</p> <p>第十五条 法第十一条第一項ただし書の規定により火薬庫外において貯蔵することのできる火薬類の数量は、次の表の上欄に掲げる者に応じてそれぞれその下欄に掲げる数量(同表に掲げるその他の火工品にあっては、同表のその他の火工品の欄に掲げる数量の範囲内において経済産業大臣が告示で定める数量)とする。この場合において、建設用びょう打ち銃用空包に係る数量は、その原料をなす火薬又は爆薬が○・四グラムを超えるものにあつてはその空包の数量とし、その原料をなす火薬又は爆薬が○・四グラム以下のものにあつてはその空包の数量二個を一個として換算し、(1)、(7)及び(8)に掲げる鉄道車両用、車両用、船舶用及び航空機用火工品に係る数量並びに(1)、(5)、(7)及び(8)に掲げるその他の火工品に係る数量は、その原料をなす火薬又は爆薬の数量とする。</p> <p>2 前項の表中(1)又は(8)に掲げる者が信号焰管であつて経済産業大臣が告示で定めるもののみを貯蔵する場合にあっては、法第十一条第一項ただし書の数量は、前項の規定にかかわらず百キログラムとする。</p> <p>※表 略</p> <p>(許認可等の基準)</p> <p>火薬類取締法施行規則第15条第1項の表中「安全な場所」の指示にあつては、次に示す火薬類取締法施行規則及び県規則を基準として審査を行う。</p> <p>○火薬類取締法施行規則 ・第16条 (法第11条第2項関係)</p> <p>○火薬類取締法施行規則第15条の規定に基き、知事が指示する安全な場所の基準等に関する規則 (昭和28年2月17日愛媛県規則第12号)</p>					